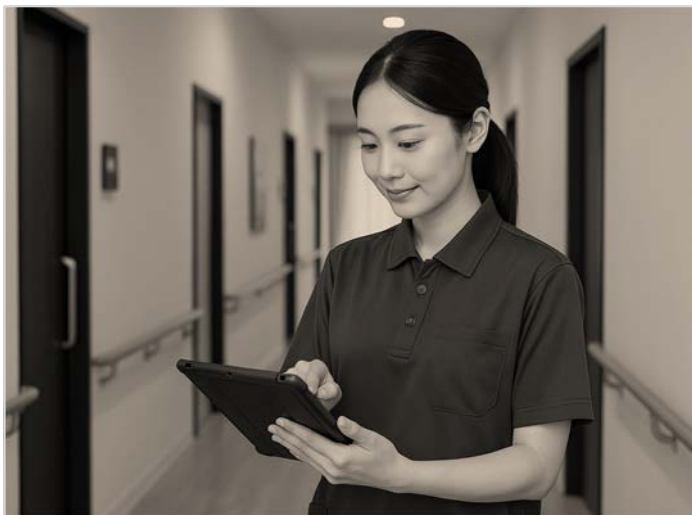




福祉施設版

NEWS LETTER

2026 年 1 月号

アクエルド社会保険労務士法人

福岡県福岡市中央区舞鶴1丁目2番地8号
セントラルビル4階
TEL : 092-753-7550 / FAX : 092-753-7551

Topic

福祉の現場で進むテクノロジー活用

福祉の現場では、国が推進する DX（デジタル・トランスフォーメーション）の動きが着実に広がり、記録の電子化や見守り機器の導入など、テクノロジー活用が進んでいます。厚生労働省の公表資料をもとに、状況を整理しました。



介護分野: ICT は定着、次はデータ連携へ

介護分野ではすでに、介護記録や請求などの業務をパソコンやタブレットで行い、連絡手段としても介護記録ソフト等の利用が主流です。近年では、AI を活用した音声入力や文章作成などにより生産性の向上を図るほか、記録・請求・LIFE などのデータ連携を通じて、業務の効率化を進める事業所も増えています。

一方で、介護テクノロジー利用は進行段階です。少し古いデータですが、2021 年度介護報酬改定後に厚生労働省が行った効果検証によると、重点分野における機器の普及率は、見守り・コミュニケーション支援が 30.0%、次いで入浴支援、介護業務支援、移乗支援がそれぞれ 1 割程度、移動支援は 1.2%、排泄支援は 0.5% でした。この重点分野には 2025 年 4 月より、①機能訓練支援、②食事・栄養管理支援、③認知症生活支援・認知症ケア支援の 3 分野が追加されています。

障害福祉分野: 事例紹介を積極的に展開

障害福祉分野では、2025 年 6 月に「省力化投資促進プランー障害福祉ー」が策定されました。

AI やロボット導入、DX 等の省力化投資が推進され、事例紹介も積極的に行われています。

厚生労働省の 2022 年度の検証事業によると、見守りロボットの導入で、巡回・移動が 1 日 25.6 分、記録・文書作成・連絡調整等が 117.4 分削減されました。その分、直接介護に多くの時間を充てることができ、全体では 1 日の業務時間が 60.2 分削減されました。

児童福祉分野: 今年度は設備導入を推進

保育の現場では ICT 導入が限定的で、手書きやアナログの業務が続いています。書類作成のための事務負担だけでなく、保護者とのコミュニケーションを円滑にするためにも、ICT 活用が注目されています。

国は「保育所等における ICT 導入率 100%」を 2025 年度の目標として掲げ、第一段階として、保育計画・記録や保護者との連絡、登降園管理、キャッシュレス決裁等の保育 ICT や午睡センサー、AI 見守りカメラ等の安全対策設備の導入を進めています。2026 年度以降は、自治体との間のオンライン手続きや保活情報連携基盤等の整備も予定されています。

福祉施設等における 2025 年の賃金改定状況

ここ数年、地域別最低賃金の大幅な増額改定が続いています。ここでは、2025 年 10 月に発表された調査結果※から、福祉施設等（以下、医療、福祉）における 2025 年の賃金改定状況をみていきます。

8 割以上が引き上げを実施

上記調査結果から、医療、福祉の企業における賃金改定状況をまとめると、表 1 のとおりです。

【表1】医療、福祉の1人平均賃金改定状況(%)

	2024年	2025年
引き上げた・引き上げる	100.0	84.9
引き下げた・引き下げる	-	-
変わらなかった・変わらない	-	-
賃金の改定を実施しない	-	4.4
未定	-	10.7

厚生労働省「令和7(2025)年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

2025 年の結果(改定予定を含む)をみると、1 人平均賃金を引き上げた・引き上げる(以下、引き上げた)が 84.9%、賃金の改定を実施しないが 4.4%、未定が 10.7%でした。2024 年は引き上げたが 100%でしたが、2025 年は賃金の改定を実施しないや未定とする企業が増えています。

なお、調査結果全体の結果では、引き上げたが 91.5%、賃金の改定を実施しないが 2.4%、未定が 3.9%でした。

改定額と改定率の状況

医療、福祉の 1 人平均賃金の改定額と改定率をまとめると、表 2 のとおりです。

2025 年の改定額は 5,589 円でした。2024 年よりも 1,000 円以上減少しました。改定率は 2.3%で、同じく 0.2 ポイント低下しています。

調査結果全体では、改定額が 1 万円を、改定率は 4%を超えており、医療、福祉より高い水準となっています。

【表2】医療、福祉の1人平均賃金改定額と改定率(円、%)

	改定額		改定率	
	2024年	2025年	2024年	2025年
医療、福祉	6,876	5,589	2.5	2.3
全体	11,961	13,601	4.1	4.4

厚生労働省「令和7(2025)年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

夏季賞与の支給状況

医療、福祉の夏季賞与支給状況をまとめると、表 3 のとおりです。

【表3】医療、福祉の夏季賞与支給状況(%)

	2024年	2025年
支給したまたは支給する(額決定)	100.0	94.2
支給するが額は未定	-	1.3
支給しない	-	3.9
未定である	-	0.6

厚生労働省「令和7(2025)年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

2025 年は、支給したまたは支給する(額決定)が 94.2%、支給するが額は未定が 1.3%で、95.5%が夏季賞与を支給すると回答しています。2024 年より低くなりました。ただし、調査結果全体の 2025 年の支給した割合 93.0%よりは高い状況です。

2026 年の賃金改定は、どのような結果になるでしょうか。

※厚生労働省「令和7(2025)年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」

常用労働者 100 人以上を雇用する会社組織の民間企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業 3,643 社を対象に、2025 年 7 月～8 月に行われた調査です。有効回答率は 50.7%でした。ここでの 1 人平均賃金は、所定内賃金(諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない)の 1 ヶ月 1 人当たりの平均額です。詳細は次の URL のページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/25/index.html>

福祉施設でみられる 人事労務Q & A



『半日単位の年次有給休暇を導入する際のポイント』



当施設の職員から、子どもの学校行事への参加や通院など、プライベートの事情に合わせて年次有給休暇を取得したいという希望が出ています。そこで、半日単位で年次有給休暇を取れるようにしたいと考えています。どのようなことに気をつけるとよいのでしょうか？



労働基準法では、年次有給休暇（以下、年休）は1日単位で付与することが原則とされています。その上で、就業規則などで施設がルールを定めることで、年休を半日単位（以下、半休）で付与することができるとしています。その際、半休の区切りをどうするかなどの検討が必要です。

詳細解説：

1. 年休の付与単位の原則

年休とは、心身の疲労を回復させ、リフレッシュするための休暇です。そのため、1日（午前0時からの24時間）単位での付与が原則ですが、就業規則などで施設がルールを定めることで、半休の制度を導入することが認められています。なお、半休を導入することは施設の任意であり、義務ではありません。



午前の利用時間が9時から12時までの3時間、午後の利用時間が13時から18時までの5時間というように午前・午後と分かれている施設が多いことを考えると、選択肢②は職員にとって分かりやすく、運用や管理もしやすいかもしれません。ただし、午前休を取得するか、午後休を取得するかによって働く時間数が異なるため、職員の間での不公平感が出やすくなります。

2. 半休導入時の区切り

半休を導入する上で、半日の単位（区切り方）を検討する必要があります。1日単位の年休が午前0時からの24時間であることを踏まえ、その半分である正午を区切りにすることが基本的な考え方ですが、以下のような合理的な区切り方も考えられます。

- ① 1日の所定労働時間を2等分した時刻を区切りとする
- ② 昼休憩の時刻を区切りとする

3. 所定労働時間が短い日の取扱い

施設の利用時間が午前だけの日に年休を取得する場合、1日単位とすることが原則です。この場合、「せっかく休むのであれば、所定労働時間が長い日に取得しよう」という思いを持つ職員がいることから、利用時間が短いことを踏まえて、その日に年休を取得する場合は半休として取り扱うことも考えられます。

半休を導入することで、職員が個々の事情に応じて柔軟かつ有効に年休を活用することができ、働きやすさにつながります。管理のしやすさや不公平感が出づらいう制度の導入が重要となります。

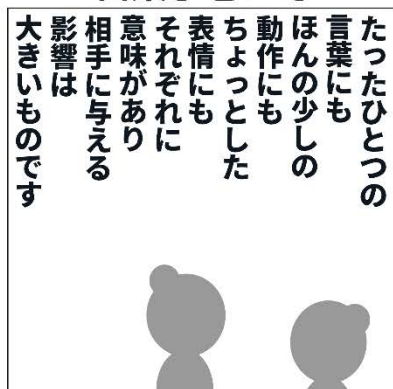
事例で学ぶ 4 コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『言葉ひとつで』



言葉ひとつで



ワンポイントアドバイス

接遇の基本は、相手の立場に立った「思いやりの心」であるとお伝えしております。

利用者様のクオリティー・オブ・ライフ（生活の質・生命の質）を高めるために、私達にできることはたくさんあります。それはとても嬉しくもあり、誇らしいことではないでしょうか？

施設内では、言葉を使って利用者様に説明をする場面がたくさんあります。

「言葉遣い」は、その方の「心遣い」そのものであるといわれます。明るく、優しい言葉をたくさん届けたいですね。

事例のマギさんは、相手に伝わればよく、言葉遣いに気を遣う必要はないと考えているようですが、利用者様の立場に立った一言、それが配慮につながる説明といえるでしょう。

例. 血圧を測定する場合の説明

「機械が動きますので、じっとしててください」

…… このような説明では、機械の説明をしているように聞こえてしまう場合があります。

「機械が動いて少し腕が締め付けられますが、しばらくこのまま、動かずにお待ちくださいね」

…… このようにお伝えすると、利用者様の視点からの説明に変わります。

利用者様を主役に、利用者様を中心に「説明」することができれば、トラブルを防ぐことができます。分かりやすいと感じていただくことができますし、嬉しいと思っていただけることもあるでしょう。優しい心の一部を温かな一言にして、利用者様に届けてみましょう。

利用者様が主役、それが利用者様のクオリティー・オブ・ライフです。